

山梨県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

山梨県市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、組合長が策定する行動計画です。

1 計画期間

行動計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

2 計画の体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、管理職の職員が、行動計画の策定・変更、行動計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、今後の対策や計画の見直しを図ります。

3 数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、本組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その分析結果に基づき、次のとおり目標を設定します。

- ① 課長補佐相当職以上の職員に対する女性職員の割合（16.7%）を引き続き維持します。
- ② 令和12年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を一人当たり10日以上とします。

4 取組内容及び実施時期

3で掲げた数値目標等の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施します。

- ① 女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。
- ② 年次休暇の取得目標を達成するため、各職員への徹底を図ります。
- ③ ワークライフバランスの推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場づくり、時間当たりの生産性を重視した人材育成・組織体制を実現します。そのために、セクシャルハラスメント等への対策・体制整備を進め、また、『やまなし共育未来宣言』に基づき、男性の育児休業の取得を促す職場風土を作ります。